

軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書

(原動機付自転車・小型特殊自動車)

令和 年 月 日

四條畷市長 宛

つぎのとおり申告及び標識の返納をします。

申告の理由 廃車	種 別		基本コード	標識番号
	原動機付自転車	小型特殊自動車		
<input type="checkbox"/> 廃棄 <input type="checkbox"/> 譲渡 <input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> 盗難・紛失 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 第一種(0.05L以下) <input type="checkbox"/> 第二種乙(0.09L以下) <input type="checkbox"/> 第二種甲(0.125L以下) <input type="checkbox"/> ミニカー	<input type="checkbox"/> 農耕作業用 <input type="checkbox"/> その他 ()	廃車年月日	令和 年 月 日

納税義務者	所有者	住所又は所在地	〒□□□-□□□□		主たる定置場	1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ			
		(ふりがな)氏名又は名称	Ⓜ			車名	型式及び年式	原動機の型式	
	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	電話番号		車台番号	型式認定番号	総排気量又は定格出力	L kW	
	使用者	住所又は所在地	〒□□□-□□□□		標識返納の有無	標識返納がない場合、その理由			
	(ふりがな)氏名又は名称	Ⓜ		1. 有 2. 無	イ.盗難 ロ.紛失 ハ.破損 ニ.その他 () 【具体的に】				
	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	電話番号		盗難届出	届出年月日	令和 年 月 日	被害年月日	令和 年 月 日
						届出警察署	警察署		交番・駐在所
						受理番号			
	届出者	住所又は所在地			<input type="checkbox"/> 申告済証再交付希望 (廃車後に再登録を予定) 車台番号(石刷り)添付欄				
		(ふりがな)氏名又は名称							
		電話番号							
本人確認欄		<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 障害者手帳 <input type="checkbox"/> 納税通知書 <input type="checkbox"/> その他()			入力日		整理番号		

市内居住者へ同時に名義変更し、標識(ナンバー)を継続使用する場合は、申し出てください。

記 載 要 領

- 1 この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成すること。
- 2 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当箇所の口（チェック欄）にレを記入すること。
- 3 「廃車年月日」の欄には、納税義務が消滅した年月日を記入すること。
- 4 「納税義務者」の欄には、所有者と使用者が同じである場合は、所有者欄のみを記入すること。
- 5 「届出者」の欄には、申告に来た者が納税義務者以外の者である場合に記入すること。
- 6 「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が所有者の住所又は所在地と同じである場合については1を○で囲み、それ以外の場合については2の欄にその住所又は所在地を具体的に記入すること。
- 7 「標識返納の有無」の欄には、標識の返納が有る場合には1を、また、標識の返納の無い場合には2を○で囲むこと。なお、標識の返納の無い場合については、その理由に該当する項目を○で囲み、具体的な理由を〔 〕内に記入すること。
- 8 「盗難届出」の欄には、「申告の理由」又は「標識返納が無い場合、その理由」欄において「盗難」に該当する場合に、その盗難を届出した年月日、被害年月日、届出警察署及び受理番号を記入すること。

軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書

次の事項に関する場合は、この申請書を税務課に提出してください。

原動機付自転車を廃棄する場合
原動機付自転車を譲渡する場合
所有者の住所が変更になる場合
原動機付自転車が盗難にあわれた場合
標識を紛失された場合

次のような異動があった場合は、必ず申告してください。そのままにしていると所有しているものとして課税されますのでご注意ください。

なお、上記の異動の場合は以下の必要な書類があります。

異 動 事 由	必 要 な も	備 考
廃車（スクラップ等） 譲渡（家族への場合も含む） 転出（*注）	ナンバープレート 申告済証（販売証明書） 印鑑	ナンバープレートは、四條畷市からあなたに貸与しているものですので、廃車等の際には、 <u>必ず返却してください。</u>
単車本体盗難 プレートの盗難や紛失	申告済証（販売証明書） 印鑑	盗難の場合は、警察へ届出をした後、税務課に申告してください。プレート紛失の場合は弁償金を納めていただきます。

* 注：所有者が変わらない場合は、転出先住所にてプレート交換ができる場合がありますので、転出先住所の市区町村にお問い合わせください。

原動機付自転車以外の異動については、下記（又は住所地管轄）の各機関へお問い合わせください。

・ 軽二輪（125cc超～250cc以下） ・ 二輪の小型自動車（250cc超）	近畿運輸局大阪運輸支局 寝屋川市高宮栄町12番1号（Tel 072-822-3295）
・ 軽三輪 ・ 軽四輪	軽自動車検査協会 大阪主管事務所 高槻支所 高槻市大塚町4丁目20番1号（Tel 072-661-5877）